

核心地域への入山手続き

核心地域は、27の指定ルートと既存の歩道に限って入山できます。

「入山手続き」を、あらかじめ森林管理署などをお願いします。

(秋田側の核心地域には、指定ルートはありませんので、入山はご遠慮願います。)

核心地域は、次世代に貴重な自然環境を引き継ぐため、人手を加えないこととしており、歩道の整備は行っていません。道標や案内板もありません。相当危険な箇所もありますので、入山者は自分の技量を十分考慮し、**自己判断、自己責任**の下で行動するとともに、危ないと感じたら速やかに引き返してください。

— 核心地域への入山手続き等の主な問い合わせ先 —

【青森県側】

| | |
|------------|--------------|
| 津軽森林管理署 | 0172-27-2800 |
| 同署鱒ヶ沢森林事務所 | 0173-72-2511 |
| 同署岩崎森林事務所 | 0173-77-3430 |
| 同署砂子瀬森林事務所 | 0172-85-2002 |

【秋田県側】

| | |
|-----------|--------------|
| 米代西部森林管理署 | 0185-54-5511 |
|-----------|--------------|

「森林情報ポスト」について

白神山地世界遺産地域内において、立木の伐採や損傷などの異常を発見した際には、お持ちの携帯電話で状況写真や位置情報(GPS情報)などをメールにより、東北森林管理局までご提供していただきますよう、ご協力をお願いします。

◆メールアドレス

tohoku_shinrinjoho@maff.go.jp

◆QRコード



QRコード読み取り機能(カメラ機能のバーコードリーダー等)がある携帯電話では、左のQRコードを読み込んでメールしてください。

◆情報提供の内容

「氏名」、「住所」、「電話番号」、「発見日時」、「現地状況」(できるだけ簡潔に)、「写真」(現地状況がわかる写真を添付)、「位置」(GPS情報)を添付してください。

◆情報提供の例

ご提供いただく情報は、例えば、立木の伐採、最近のものと思込まれる立木損傷、看板の損傷、林地の崩落などです。

— 問い合わせ先 —

東北森林管理局 計画課 自然遺産保全調整官 018-836-2489

世界
遺産

白神山地の入山マナー



1 決められた道を歩きましょう!

決められたルートでも危険箇所が多くあります。安易な気持ちでの入山はしないでください。



2 動植物を大切に!

白神山地の自然はみんなのものです。樹木を傷つけたり植物を採ったり踏み荒らさないでください。



3 ゴミは持ち帰りましょう!

野生生物に悪影響を及ぼす恐れがあるのでゴミは絶対に捨てないでください。必ず持ち帰りましょう。



4 トイレは適切に!

トイレは入山前にすませ、万一に備えて携帯トイレを持参しましょう。



6 ペットの持ち込みはやめましょう!

貴重な生態系に悪影響を与える恐れがあります。



5 たき火はやめましょう!

山火事の原因になります。



7 魚釣りは禁止されています!

現在、世界遺産地域は全域禁漁区に設定されています。魚釣りすることはできません。

白神山地世界遺産地域連絡会議

環境省東北地方環境事務所 林野庁東北森林管理局 青森県・青森県教育委員会
秋田県・秋田県教育委員会 西目屋村 鱒ヶ沢町 深浦町 藤里町 八峰町 能代市

守ろうマナー 白神山地は みんなの遺産

(作: 青森県鱒ヶ沢町 新井 健太)